

福井市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による団体営非補助土地改良事業市ノ瀬地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成21年10月8日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を市ノ瀬町52字榎木町に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	51字 奥榎木町	1の一部 2から14まで 17
高須町	4字 橋ヶ谷	1の一部
	5字 榎ノ木町	2から5までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を高須町5字榎ノ木町に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	51字 奥榎木町	1の一部
	52字 榎木町	29の一部 37から39までの各一部 41の2の一部 42から44までの各一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		